

議案第 95 号

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年桐生市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業者B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第28条第7号中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業にあつては、保育士又は当該認定公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第45条第2項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改める。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附則第3条中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「10年」を「15年」に改め

る。

別表第1中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

別表第1及び別表第3中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 95 号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。